

仙台市脱炭素先行地域推進支援業務 仕様書（案）

1 総則

（1） 適用範囲

本仕様書は、「仙台市脱炭素先行地域推進支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

（2） 通則

本業務は仙台市契約規則に基づくほか、契約書及び本仕様書に基づき行うものとする。

（3） 一般事項

- ① 受注者は、業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- ② 受注者は本業務を行う場合、常に仙台市（以下「本市」という。）と綿密な連絡を取るとともに、本市の指示に従わなければならない。
- ③ 受注者は、地域脱炭素に関する知見に富み、プロジェクトマネジメント業務に精通しており、適切な技術的支援が行える者を業務主担当者として選任すること。また、技術的支援にあたっては、脱炭素先行地域の対象エリアに関連する各種行政計画との連携・整合を図るよう努めること。
- ④ 本仕様書に記述がない事項又は業務の遂行にあたり疑義が生じた事項については、双方協議の上、決定するものとする。
- ⑤ 本業務の遂行に伴い第三者に与えた損害は、本市の責めに帰すべきものを除き、受注者の責任において処理するものとする。
- ⑥ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ⑦ 受注者は、本業務の実施にあたって、別紙の「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守し、業務従事者に対する指示を徹底すること。
- ⑧ 受注者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」及び「情報システム処理に伴う個人情報処理に係る外部委託に関するガイドライン」を厳守すること。
- ⑨ 受注者は、契約締結後、「情報システム処理に伴う個人情報処理に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき外部委託業務実施に伴う調査を受け、承認を受けた後、個人情報処理に係る業務を行うものとする。
- ⑩ 本業務の公共性に鑑み、受注者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務にあたること。

（4） 守秘義務

- ① 本業務を通じて知り得た情報について、本業務の用に供する目的以外には利用しないこと。また、情報等を秘密とし、書面等による本市の承諾なしに第三者に開

示しないこと。本契約終了後も同様とする。

- ② 本業務の履行に必要な資料については、必要に応じて仙台市環境局脱炭素都市推進部先行地域推進室より貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、発注者に提出するとともに、返還の指示があった場合、本業務遂行上不要となった場合または契約が終了した場合は、速やかに原状に復し、返還すること。
 - ③ 受注者は、情報を記録した書類、磁気ファイル等の複写及び複製をしてはならない。
 - ④ 受注者は、情報について事故が発生した場合、速やかに本市に報告しなければならない。
 - ⑤ 前各号に掲げる事項に関する定めに違反した場合、本市は本契約解除等の措置及び損害賠償請求をすることができる。
- (5) 著作権
- ① 契約業務に伴って、本市が取得した資料、図、イラスト、報告書などの成果物に係る著作権は、その引き渡し時に、本市に無償で譲渡するものとする。
 - ② 写真、イラスト等の著作物については、本市及び本市が指定する第三者に対して著作者人格権を主張しないものとする。写真、イラスト、地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認や加工の可否について書面等で確認すること。
- (6) 打合せ及び記録等
- ① 受注者は、作業の進捗状況や本市が必要と認める項目について、本市の求めに応じ、隨時、報告や業務内容に関する資料を提出すること。
 - ② 受注者は、委託業務の作業状況について、臨時の報告や協議が必要な事由が発生したときは、速やかに本市に報告すること。
 - ③ 受注者は、本市と必要な打ち合わせを実施した際、議事録を作成し、本市に提出して承認を受けること。
 - ④ 受注者は、本業務に着手するにあたり、本市と共同で行なわなければならない作業項目及び本市に依頼する作業項目と頻度を提示すること。また、これらの内容に変更が必要な場合は、その都度その内容を本市に提示すること。
 - ⑤ 本市との全ての会議には、原則として、業務担当者及び本市が必要と認める業務従事者が出席すること。

2 背景及び目的

令和3年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、新たに指定都市等において、再生可能エネルギーの利用促進等の施策に関する実施目標を定めることが義務化された。また、同年10月には、国の「地球温暖化対策計画」で定める2030年度温室効果ガス排出削減目標が2013年度比46%削減に引き上げられたところである。

さらに、地域特性に応じた効果的な手法を活用し、民生部門の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロを実現するとともに、暮らし、交通等のあらゆる分野で地方創生に寄与することを目的とした「脱炭素先行地域」を、国として2025年までに全国で少なくとも100か所創出することとされ、本市は、令和5年11月に選定を受けたところである。

本業務では、複数のプロジェクトで構成する本市の計画を着実に推進し、効果の最大化を図るために、各プロジェクトの進行管理、専門的知見に基づく助言、成果発信等を目的としたコンテンツの整備等の事業運営支援に必要な業務全般を委託するものである。

3 業務概要

受注者は、契約書、仕様書等を確認し、以下の各業務に関する業務履行計画書を、契約締結後速やかに発注者に提出し、承認を得ること。なお、業務履行計画書には実施内容、実施体制、実施手順・手法、スケジュール、課題の管理方法、発注者との連絡手段、役割分担等を記載すること。

なお、各業務の実施に要する費用は受注者が負担するものとし、委託料に含めることとする。

(1) 全体進捗管理支援

本業務は進捗遅延や品質劣化を事前に防ぐことを目的とする。具体的な内容は以下のとおりとするが、目的達成のためにより効果的・効率的な方法がある場合は、積極的に提案すること。

- ① 業務開始時点において、プロジェクト計画書、全体スケジュール、課題管理表、その他本業務に必要な資料を作成すること。作成にあたっては、今年度の取組状況等を十分に踏まえること。
- ② 月2回程度実施する定例会議に、原則として月1回1名は対面形式で参加し、業務の進捗状況を把握し、全体スケジュール、課題管理表を修正したうえで、タスクの優先度の整理及び処理手法について、本市に対して助言すること。
- ③ その他、委託期間を通じて以下の支援を行うこと。
 - (ア) 受注者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、調査・分析・整理のうえ、本市に報告するとともに、有益な提案を積極的に行うこと。
 - (イ) 計画全体及び各取組の推進に支障を及ぼし得るリスク等を早期に察知し、その発生原因を明確にしたうえで、積極的に本市へ提案すること。また、当該リスク等を解決するための対応策及びその対応策が有効と考える理由・根拠を整理のうえ、速やかに本市へ提案すること。
 - (ウ) (ア)(イ)のほか、本業務を実施するうえで、プロジェクト管理に必要な知識及び手法等について、本市からの求めの有無にかかわらず、本市へ教示または助言すること。その際、本市職員が知識や手法等を理解し活用できるよう、専門用語を多用した難解な説明によらず、必要に応じて補足資料を活用する等、分かり

やすい説明となるよう留意すること。

(2) 先行地域の取組の横展開に係る支援

脱炭素先行地域の計画期間終了後を見据え、以下4つの視点を中心に、取組の横展開に資する具体的かつ実現性の高い提案を行うこと。その際、他都市等の先進事例の調査・比較分析を実施し、本市の地域特性や脱炭素施策、脱炭素先行地域事業のモデル性を踏まえた展開可能性を体系的に整理すること。

- ・市域内への再エネの普及のための再エネの調達・集約・供給手法
- ・既存ビルのZEB・省エネ化の普及促進
- ・住宅への太陽光・蓄電池及びDRの普及促進
- ・先行地域の成果を踏まえた本市脱炭素政策への活用策

(3) 国交付金事務支援

本業務は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下「国交付金」という。）の執行管理を行い、併せて、国への提出資料作成やその元となるデータ収集・管理を行うものである。

具体的な内容は以下のとおりとするが、より効果的・効率的な方法がある場合は、積極的に提案すること。

- ① 「二酸化炭素排出抑制対策事業交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱」、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」、「脱炭素先行地域取扱要領」「脱炭素先行地域づくりガイドブック 参考資料 電力需要量・再エネ等の電力供給量 省エネによる電力削減量 算定方法の例」等に基づき、国に提出が必要となる見込みの書類やデータについて、以下の支援を行うこと。

(ア) 国交付金の執行管理

計画提案書に記載されている目標の達成に向け、各取組の進捗を踏まえつつ、国交付金を上限額の範囲内で最大限有効に活用できるよう十分留意のうえ、国交付金の事業予算の執行状況を常に管理し、必要な助言を行うこと。

(イ) 事業計画に係るデータ管理

事業計画の元となるデータベースを最新の情報に更新し、事業計画の変更や次年度事業計画の精度の向上に資するものとすること。なお、当該データベースは、本市職員が容易に操作可能な手法で管理すること。

(ウ) 国交付金に係る書類作成

本市と協議のうえ、国に提出する進捗状況報告票、評価委員会（※）への提出資料等を作成すること。

※ 脱炭素先行地域の計画提案の内容の評価や、選定された脱炭素先行地域の進捗評価等を行うために国が設置する「脱炭素先行地域評価委員会」のこと

- ② ①(ウ)の作成に必要なデータ収集、推計、集計等を行うこと。データ収集の内容

は、以下を想定している。データ収集は、本市から提供する事業費や電力需要量等の情報に加え、電力需要家（以下「需要家」という。）及び関連事業者等へのヒアリング、アンケート等により行うものとする。なお、国への事業計画の提出や本市の予算編成時期を踏まえ、推計は年2回程度行うことと想定する。

- (ア) 事業費、交付金額、事業実施件数
- (イ) 再エネ設備導入量、発電量（年間量）
- (ウ) 対象需要家の電力需要量（年間量）、省エネ電力量（年間量）、契約電力メニューの内容及び購入電力量
- (エ) CO₂削減効果（年間量）
- (オ) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金以外の国の補助制度の活用状況
- (カ) 地域のエネルギー関連収支改善額
- (キ) その他国への報告に必要な情報

(4) プロジェクトパートナーズの運営

本市では、プロジェクトの着実な実行を目的とし、プロジェクトパートナーズを運営している。プロジェクトパートナーズは正会員（本市及び計画提案書の共同提案者）、協力会員（計画提案書の協力事業者）、オブザーバーで構成し、「全会員が一堂に会する総会」、「プロジェクトパートナーズの運営事項等を決定する運営委員会」、「各プロジェクトの実施手法等を集中的に検討し、需要家の支援等を行うプロジェクトチーム会議」を開催する予定であり、それぞれについて以下の支援を行うこと。

① 総会、運営委員会の運営

総会、運営委員会を円滑に運営するため、会議場所手配等について経費の負担を含め事前準備を行うとともに、会議後は議事録を作成すること。総会は年1回程度、運営委員会は年2回程度の開催を想定している。

② プロジェクトチーム会議への参加

プロジェクトチーム会議に参加（WEBでの参加も可）し、会議後は議事録を作成すること。プロジェクトチーム会議は年20回程度の開催を想定している。

(5) 需要家向けホームページ運営業務

需要家等が自らに関係する情報へ迅速かつ容易にアクセスできるよう、本市の補助制度等を発信する補助金情報サイト（<https://sendai-zerocarbon.jp/>）を運用する。

① 標準仕様

- ・ 受注者は、ホームページの管理方法等を提案し、発注者と協議の上、運営業務を行うものとする。
- ・ 発注者による軽微な編集（掲載データの更新等）が可能な管理ツールを作成すること。なお、管理ツールは専門知識が無い者でも容易に編集でき、テスト環境等により、公開前の編集内容の確認が可能なものとすること。加えて、管理ツールの操

作方法に係るマニュアルを作成すること。

- ・ 暗号化通信やウイルス対策等、セキュリティ対策を適切に講じること。
- ・ スマートフォン、タブレットでの閲覧に対応すること。
- ・ 仙台市ウェブアクセシビリティガイドラインに準拠すること。
- ・ 調達するサーバーは、ホームページを安定的に運用でき、効率的かつ経済的なものとすること。また、サーバーの導入にあたり必要となるドメインやライセンス等及びそれらの取得のための手続き、ホームページの管理・保守は受注者が行うこと。
- ・ ホームページは、受注者に限らず他の者が運用・保守を容易に引き継げる環境を維持すること。また、他システムへの移行（他事業者の受託事業を含む）が発生する場合には、データ移行を円滑に実施すること。

② 運営業務

- ・ コンテンツの更新は、原則として受注者が行うものとし、あらかじめ更新内容を発注者に示し、承認を得ること。
- ・ 受注者はアクセス情報を分析し、定期的に傾向等を発注者へ報告すること。
- ・ 受注者は、需要家向けホームページに係るプロジェクトパートナーズにおける協議の状況、需要家等からの要望やアクセス傾向等を踏まえ、サービス品質の向上等に向けた改善提案を積極的に行うこと。

(6) 成果発信用ホームページ運営業務

脱炭素先行地域の取組について、エリア内の需要家への普及・啓発及びエリア外への横展開を目的とし、脱炭素先行地域の進捗状況や成果等を発信する杜の都ゼロカーボンサイト（<https://sendai-zerocarbon.jp/results/>）を運用する。また、本サイトが広く閲覧されるものとなるよう、周知に係る取組も併せて提案・実施すること。

① 標準仕様

- ・ (5) の需要家向けホームページの標準仕様に準ずるものとする。

② 運営業務

- ・ 脱炭素先行地域の成果を効果的に発信できるよう、掲載するコンテンツについては受注者が主体的に提案すること。なお、作業量としては、事例紹介のコンテンツの作成が年間 12 件程度発生する予定である。
- ・ この他、運営に関する事項は、(5) の需要家向けホームページの仕様に準ずるものとする。

(7) パンフレット・チラシ制作業務（納品予定：令和 8 年 8 月末）

脱炭素先行地域の取組について、エリア内の需要家への普及・啓発及びエリア外への横展開を目的とし、概要及び成果等をわかりやすくまとめたパンフレット及びチラシを作成すること。

① パンフレット制作業務

本市取り組みの横展開を目的とし、取組概要及び各エリアの事例を中心としたパンフレットを作成すること。ページ数は A4 判 4 ページ連結を基本とし、掲載内容等については発注者と協議の上決定すること。

② チラシ制作業務

住宅への太陽光設備等の設備導入の促進を目的とし、導入事例を中心としたチラシを作成すること。ページ数は A4 判 2 ページ連結を基本とし、掲載内容等については発注者と協議の上決定すること。

③ 印刷

発注者からの指示に従い、作成したパンフレットを以下の仕様で印刷すること。(印刷業務は上記①のパンフレットのみであることに留意すること)

- ・ フルカラー印刷
- ・ 用紙：マットコートもしくは同等以上、A4 判 4 ページ連結（折りたたみパンフレット・仕上がり A4 サイズ）
- ・ 部数：300 部

④ 納品

制作した印刷物、デザイン等のデータを令和 8 年 8 月 31 日までに納品すること。

- ・ データについては、CD 又は DVD で納品すること。
- ・ デザイン内で使用されているキービジュアル等については発注者が仙台市ホームページにおいて掲載するほか、発注者が広報物を作成する際に利用することができるものとする。
- ・ 成果品の納品データの形式は PDF 形式に加え、上記の通り本市が利用できるよう、Microsoft Power Point 等編集可能なデータを納品すること。

4 成果品及び納品

本業務に係る報告書を Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point 等で作成し、A4 簡易製本 3 部及び電子データにより提出すること。なお、(7) のパンフレット・チラシ制作業務については、別途定める通りである。

ただし、詳細については、本市と調整のうえ決定することとする。

① 全体進捗管理支援

- ・ 業務実施報告書

② 先行地域の取組の横展開に係る支援

- ・ 業務実施報告書

③ 国交付金事務支援

- ・ 業務実施報告書

④ プロジェクトパートナーズの運営

- ・ 業務実施報告書

- ⑤ 需要家向けホームページ運営業務
 - ・サイト及び関連する設計書・マニュアル
- ⑥ 成果発信用ホームページ運営業務
 - ・サイト及び関連する設計書・マニュアル
- ⑦ パンフレット・チラシ制作業務
 - ・(7)に記載の通り

5 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 提出書類及び提出時期

- ・着手届 契約締結後 14 日以内 1 部
- ・業務担当者変更届 事由発生後 5 日以内 1 部
- ・業務完了届 業務完了時 1 部
- ・上記に示す書類の他、本市が必要とする書類についてはその都度提出すること。提出は本市が認めた場合を除き紙文書、電子データの双方とする。

7 納入場所

仙台市環境局脱炭素都市推進部先行地域推進室